

◎ 返戻金制度について

応募者が入社後、明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払った有料人材紹介料の内、以下の金額の返戻をします。ただし、返戻請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行なうものとし、翌々月 1 日以降は、理由の如何を問わず、有料人材紹介料の返戻は請求できません。

1 か月以内	有料人材紹介料の 8 0 %
1 か月を超え 3 ヶ月以内	有料人材紹介料の 5 0 %
3 か月を超え 6 ヶ月以内	有料人材紹介料の 1 0 %